

所得税の計算における必要経費の特例について

所得税額の計算において、事業所得または雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、必要経費として 55 万円まで認める特例があります。

- (1) 家内労働者の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額
実際にかかった経費の額が 55 万円未満のときでも、所得金額の計算上必要経費が 55 万円まで認められます。
- (2) 家内労働者に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額
事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が 55 万円未満のときは、上記(1)と同様必要経費が合計で 55 万円まで認められます。この場合には、55 万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることとなります。
- (3) 家内労働による所得のほか、給与の収入金額がある場合
 - ・給与の収入金額が 55 万円以上あるときは、この特例は受けられません。
 - ・給与の収入金額が 55 万円未満のときは、55 万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費の合計額とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

家内労働者が得ている所得の種類などによってこの特例が適用されるかどうか異なりますので、詳しくは税務署におたずねください。

(厚生労働省パンフレット「家内労働のしおり」より抜粋)